



# 宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 9 月 15 日 (木 曜 日) 第 340 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○液化石油ガス販売事業者の認定…………… (消防保安課) 1	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (2件) …………… ( “ ) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… ( “ ) 2	
訓 令	
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 3	
公 告	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請 の適当の決定…………… (農村整備課) 3	
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示 (2件) …………… (河川課) 3	
○宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の 業務停止の命令 (2件) …………… (建築住宅課) 4	
病院局公告	
○落札者等の公告 (2件) …………… 4	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 5	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 595号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第 149号) 第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年9月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名又は名称	住 所	認定の種別	認定年月日
有限会社ファミリーガス	都城市横市町5803番地1	第1号認定液化石油ガス販売事業者	令和4年8月23日

### 宮崎県告示第 596号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和4年9月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
富 田 祐 亮	富田医院	西都市	内科・循環器内科	令和4年9月1日
寺 田 裕 紀 子	医療法人明和会宮田眼科病院	都城市	眼科	令和4年9月1日

酒 井 邦 夫	都城市郡医師会病院	都城市	形成外科	令和4年9月1日
---------	-----------	-----	------	----------

### 宮崎県告示第 597号

保安林の指定施業要件の変更予定 (令和4年宮崎県告示第 473号) に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年9月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

##### (1) 串間市役所

河野新助、岩満愛吉、岩満慶助、岩満丈吉、岩満他人、岩満寅三郎、岩満繁行、岩満万吉、岩満明人、岩満良士、岩崎岩己、岩崎忠士、橋口元市、橋口重利、橋口茂幸、橋口優、原田八重子、児玉善袈裟、春日広次、春日今朝太郎、仁田禎藏、仁田被藏、竹井行正、中島敏、田中辰吉、日高雅義、日高義光、平塚健

##### (2) 美郷町役場

遠山光治、熊澤爲治、迫田才吉、福田清三郎、平田進

#### 2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第 473号によること。

### 宮崎県告示第 598号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	222号	都城市早鈴 町1369番19 地先から同 市同町1369 番19地先ま で	旧	18.3～ 18.6	19.5
				新	17.3～ 18.6	19.5

**宮崎県告示第 599号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字矢立 1218番 127 地先から同 郡同村同大 字同字1218 番69地先ま で	令和 4 年 9 月 15 日

**宮崎県告示第 600号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字上江 字北牛牧75 32番 1 地先 から同郡同	令和 4 年 9 月 15 日

			町同大字同 字7603番 1 地先まで
--	--	--	---------------------------

**宮崎県告示第 601号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	えびの市大字杉水流字門田 522番 1 地 先から同市同大字字法泉坊 524番11地 先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 9 月 30 日

**宮崎県告示第 602号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1218 番 127地先から同郡同村同大字同字12 18番69地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 9 月 30 日

## 訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第11号

本 庁  
各出先機関

## 宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第9（第10条関係）				別表第9（第10条関係）			
出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者	出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]	[略]	総務課長（ 宮崎土木事 務所、都城 土木事務所 、小林土木 事務所、西 都土木事務 所、日向土 木事務所及 び延岡土木 事務所に限 る。）		[略]	[略]	総務課長（ 日南土木事 務所、串間 土木事務所 、高岡土木 事務所及び 高鍋土木事 務所にあっ ては主務課 長）	主務課長（ 宮崎土木事 務所、都城 土木事務所 、小林土木 事務所、西 都土木事務 所、日向土 木事務所及 び延岡土木 事務所に限 る。）
[略]	[略]			[略]	[略]	主務課長	
港湾事務所	[略]			港湾事務所	[略]		

## 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧期間  
令和 4 年 9 月 15 日から令和 4 年 10 月 18 日まで
- 縦覧場所  
えびの市役所

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 河川の名称  
二級河川沖田川水系沖田川
- 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 河川管理施設の位置  
延岡市石田町4268番4地先から延岡市石田町4275番1地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所  
名称 道路管理者 宮崎県  
住所 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
代表者の氏名 宮崎県知事 河野 俊嗣
- 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面の維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間

令和 4 年 9 月 15 日から道路の存続する日まで

河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 第 17 条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称  
二級河川沖田川水系沖田川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
延岡市石田町 4430 番 10 地先から延岡市石田町 4268 番 31 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
名称 道路管理者 延岡市  
住所 延岡市東本小路 2 番地 1  
代表者の氏名 延岡市長 読谷山 洋司
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設 (路面 (路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。 ) の新設 (道路の附属物に係るものに限る。 )、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面の維持
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
令和 4 年 9 月 15 日から道路の存続する日まで

宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号) 第 65 条第 2 項の規定による処分をしたので、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
  - (1) 免許証番号 宮崎県知事 (2) 第 4704 号
  - (2) 商号又は名称 都城不動産ナビ株式会社
  - (3) 代表者の氏名 酒井 克博
  - (4) 主たる事務所の所在地 都城市大王町 6 街区 8 号
- 2 処分をした年月日  
令和 4 年 9 月 7 日
- 3 処分の内容  
業務停止 7 日間 (令和 4 年 9 月 23 日から同年 9 月 29 日まで)
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第 31 条の 3 第 3 項及び同法第 65 条第 2 項第 2 号

宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号) 第 65 条第 2 項の規定による処分をしたので、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
  - (1) 免許証番号 宮崎県知事 (7) 第 3735 号

- (2) 商号又は名称 しおみつ不動産
- (3) 代表者の氏名 塩満 義明
- (4) 主たる事務所の所在地 都城市一万城町 27 号 7 番地
- 2 処分をした年月日  
令和 4 年 9 月 7 日
- 3 処分の内容  
業務停止 10 日間 (令和 4 年 9 月 23 日から同年 10 月 2 日まで)
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第 35 条第 1 項、同法第 37 条第 1 項及び同法第 65 条第 2 項第 2 号

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
顕微鏡・人工呼吸器等医療機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎県宮崎市北高松町 5 番 30 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 4 年 7 月 6 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東京医療化学株式会社  
東京都品川区西五反田 1 丁目 14 番 1 号
- 5 落札金額  
74,030,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和 4 年 6 月 13 日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 15 日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
放射線・手術・検査等医療機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎県宮崎市北高松町 5 番 30 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 4 年 7 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社レオクラン  
大阪府摂津市千里丘 2 丁目 4 番 26 号
- 5 落札金額  
361,262,500 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和 4 年 6 月 27 日

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年9月1日現在次のとおりである。

令和4年9月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,919人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	211,994人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年9月1日現在次のとおりである。

令和4年9月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,735人
都城市選挙区	44,495人
延岡市選挙区	33,369人
日南市選挙区	14,304人
小林市・西諸県郡選挙区	14,823人
日向市選挙区	16,562人
串間市選挙区	4,902人
西都市・西米良村選挙区	8,556人
えびの市選挙区	5,172人
北諸県郡選挙区	6,854人
東諸県郡選挙区	7,322人
児湯郡選挙区	18,697人
東臼杵郡選挙区	7,535人
西臼杵郡選挙区	5,328人

--	--